

定 款

三信電気株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は三信電気株式会社と称し、英文では SANSHIN ELECTRONICS CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 半導体・電子部品、通信機器および電子機器の開発、生産、販売ならびに貿易
- (2) 上記に関連する装置および利用技術の開発、生産ならびに販売
- (3) 前各号に係わる設計、工事ならびに保守
- (4) 前各号に係わる業務要員の派遣
- (5) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区におく。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は7,617万1千株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する取扱い、手数料および株主権の行使手続に関しては、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人をおく。

(単元未満株主の権利)

第10条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集地)

第13条 株主総会は、東京都区内において招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は取締役会の決議にもとづき、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定められた順位により、先順位の代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定める他の取締役がこれに当たる。

(参考書類等のインターネット開示)

第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を予め当社に提出しなければならない。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は法令および定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数でこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数でこれを行う。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社に取り締役15名以内をおく。

(選任方法)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

(代表取締役等)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は会日から3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(選任方法)

第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。

(任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第27条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第28条 監査役会の招集通知は会日から3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第29条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第33条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 期末配当金および中間配当金が、その支払の開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。

昭和26年	11月	1日	制	定
昭和36年	1月	31日	改	定
昭和41年	2月	12日	改	定
昭和44年	7月	5日	改	定
昭和50年	4月	1日	改	定
昭和55年	8月	20日	改	定
昭和56年	12月	24日	改	定
昭和58年	12月	23日	改	定
平成元年	12月	21日	改	定
平成3年	12月	19日	改	定
平成4年	12月	18日	改	定
平成5年	12月	21日	改	定
平成6年	6月	29日	改	定
平成10年	6月	26日	改	定
平成14年	6月	27日	改	定
平成15年	6月	27日	改	定
平成16年	6月	29日	改	定
平成18年	6月	23日	改	定
平成18年	12月	1日	改	定
平成20年	6月	20日	改	定
平成21年	6月	19日	改	定
平成26年	6月	20日	改	定
平成27年	6月	19日	改	定